

令和5年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業実施要領

1. 目的

大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業（以下「がん対策貢献事業」という。）の円滑な実施を図るため、大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）第13条に基づき、がん対策貢献事業実施要領を定める。

2. 事業内容

(1) 事業概要

府民や事業者で組織された民間団体（以下「団体」という。）が、大阪府のがん対策の推進に資するために行う他の模範となる自主的な活動に対して、その活動経費の一部を補助する。

(2) 支援対象事業

第3期大阪府がん対策推進計画における取り組みの中でも、府民との協働、もしくは民間のノウハウの活用によってより一層効果が見込まれる分野のうち、次の事業区分において、がん対策貢献事業を実施する。

- ① がんやがん検診に関する正しい知識の普及を行い、検診の受診につなげるための取り組み
- ② アピアランスケアについての正しい知識の普及啓発活動
- ③ がん患者家族支援活動
- ④ ①～③のほか、大阪府のがん対策に資する取り組み

(3) 支援内容

① 内容

事業に要する経費を補助

※「事業に要する経費」とは、補助金要綱に定めたものとする。

② 補助率

10/10 [補助金の上限額は、事業区分ごとに設定]

ただし、過去（平成25年度から令和4年度）に3回以上採択された団体等が過去の採択内容と同様の内容で申請する場合は、補助率を1/2とする。

3. 事業の採択

(1) 応募申請

補助金の交付を受けようとする団体は、令和5年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業応募申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）及びその他必要な書類を受付期間内に提出しなければならない。

(2) 事業選定委員会等

補助事業の採択は、申請内容をもとに、別に定める令和5年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業選定委員会設置要領により設置した事業選定委員会により審査を行う。

なお、審査は、令和5年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業選定要領により行う。

(3) 結果通知

結果については、大阪府から申請者に通知する。

(4) 補助金上限額及び選定件数

補助金上限額は、事業区分により次のとおりとし、選定件数については、予算の範囲で行うものとする。

- ① がんやがん検診に関する正しい知識の普及を行い、検診の受診につなげるための取組み・・・1件：上限10万円まで
- ② アピアランスケアについての正しい知識の普及啓発活動・・・・・・・・1件：上限10万円まで
- ③ がん患者家族支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件：上限10万円まで
- ④ ①～③のほか、大阪府のがん対策に資する取組み・・・・・・・・・・・・1件：上限10万円まで

4. その他

(1) 情報発信等

大阪府は、本事業の取組みの成果について、大阪府ホームページへの掲載による情報発信を行う。

附 則

この要領は、令和5年6月2日から適用する。